

令和元年度
(2019 年度)

第 1 回
高崎市国民健康保険事業の
運営に関する協議会会議録

令和元年 8 月 1 日開催

高崎市市民部保険年金課

令和元年度高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録（第1回）

1 日 時 令和元年8月1日（木曜日）午後2時00分から

2 場 所 高崎市総合保健センター 2階 第1会議室

3 議 事

(1) 高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長及び副会長の選出について

(2) 報告事項

- ①平成30年度（2018年度）高崎市国民健康保険事業特別会計決算見込について
- ②国民健康保険被保険者証等の交付状況について
- ③特定健康診査（特定健診）・特定保健指導受診者等の状況について
- ④人間ドックの受診者の状況について
- ⑤保養施設利用助成実績について

出席委員

- ・被保険者代表 新井 眞一・岡田 恵子・續木 美和子・小田澤 道子
長谷川 美由紀
- ・保険医又は
保険薬剤師代表 有賀 長規・岡本 克実・林 信義・黒田 真右・井田 順子
- ・公益代表 堀口 順・柄沢 高男・中村 さと美・丸山 芳典・清水 明夫
追川 はるえ
- ・被用者保険等
保険者代表 安田 圭二・豊川 敦

欠席委員

- 今井 隆（被保険者代表）
- 山本 敬之（保険医又は保険薬剤師代表）
- 塩谷 聡（被用者保険等保険者代表）

保険者代表

会議に参加したもの

市民部長・保険年金課長・財政課長・納税課長・健康課長
群馬支所市民福祉課長・新町支所市民福祉課長
榛名支所市民福祉課長・吉井支所市民福祉課長
保険年金課国保担当係長2名・保険年金課資格賦課担当係長2名
保険年金課医療給付担当係長2名・納税課滞納整理担当係長
健康課健康づくり担当係長・倉渕支所市民福祉課担当係長
箕郷支所市民福祉課担当係長

事務局

保険年金課庶務担当係長・庶務担当主査2名・庶務担当主任主事1名

(事務局：司会)

本日は、委嘱後初めての会議でございまして、会長、副会長が空席でございまして、進行につきましては、選出までの間、被保険者代表の續木委員に仮議長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございます。それでは、續木委員に仮議長をお願いしたいと思います。續木委員、前の会長席へお願いします。

(續木委員)

ただ今、ご指名がありましたので、会長、副会長が選任されるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事の(1)「高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長及び副会長の選出について」に入ります。会長及び副会長の選出につきましては、お手元の第1回国民健康保険事業の運営に関する協議会資料10ページの「高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則」第4条の規定によりまして、公益を代表する委員のうちから、全委員で選挙することになっております。なお、従来の選出方法を申し上げますと、公益を代表する委員の皆様方で協議してお決めいただき、それを委員の皆様にご承認いただく形としております。今回も従来どおりの方法でよろしいでしょうか。

<異議なし>

皆様のご了承もいただきましたので、選出方法については、公益を代表する委員の皆様でご協議いただき、従来どおりの方法で行うことといたします。本来であれば、ここで少々時間を頂戴し、ご協議いただくところですが、公益を代表する委員の皆様には事前にご協議いただいておりますので、私から協議結果をご報告させていただきます。

会長は、堀口順 委員、副会長は、柄沢高男 委員でございまして。皆様、拍手をもってご承認いただければと思います。

<拍手>

ありがとうございます。会長及び副会長が選出されましたので、ここで仮議長をおろさせていただきます。ありがとうございました。

(事務局：司会)

續木委員ありがとうございました。自席へお戻りください。それでは堀口会長、柄沢副会長、改めまして会長、副会長席にお移りください。

会長、副会長から一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

(事務局：司会)

堀口会長、お願いいたします。

(堀口会長)

皆さんこんにちは。ただ今、ご指名をいただき会長を仰せつかりました市議会議員をしております堀口順でございます。本当にお暑い中、ご参集いただきましてありがとうございます。

令和に入って初めての会議ということでございます。先ほど市民部長から色々ご説明があったとおり、本当に市民に直結している問題でございますので、ぜひ、忌憚のない意見を皆様方からいただいて、協議会をスムーズに運営できますよう一生懸命がんばらせていただきますので、ぜひご協力の程よろしく願いいたします。

(事務局：司会)

ありがとうございました。柄沢副会長、よろしく願いいたします。

(柄沢副会長)

ご指名をいただきました柄沢でございます。会長を補佐し協議会がスムーズに運営できますように皆様方のご協力をお願いして簡単ですけれども、ご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(事務局：司会)

ありがとうございました。それでは議事の進行につきましては、高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第5条第1項の規定によりまして、堀口会長に進めていただくこととなりますので、堀口会長よろしく願いいたします。

(議長)

それでは、議事を進行していきたいと思えます。まず、諸般の報告をいたします。先ほど事務局からお話がありましたとおり、今井委員、塩谷委員から、都合により欠席する旨の連絡がございました。また、山本委員、中村委員から遅れる旨の連絡がありましたので、よろしく願いいたします。

本協議会につきましては、「高崎市情報公開条例」に基づき公開としておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。会議開催の事前公表につきましては、7月15日号の広報高崎で行っております。本日の会議録署名委員ですが、岡本委員、追川委員をご指名いたします。両委員におかれましては、よろしく願いします。

それでは、議事に入りたいと思えます。本日の会議は、報告事項が5件でございます。

はじめに報告事項①「平成30年度(2018年度)高崎市国民健康保険事業特別会計決算見込について」、事務局より説明願います。

(保険年金課長)

保険年金課長の山田でございます。どうぞよろしく願いいたします。説明が少し長くなりますので、着座にて失礼させていただきます。

それでは、資料の1ページをお開きください。報告事項①「平成30年度高崎市国民健康保険

事業特別会計決算見込について」ご説明させていただきます。1ページの表は、「平成30年度決算見込額」と「平成29年度決算額」を比較したもので、上段が「歳入」、下段が「歳出」として表しております。国民健康保険事業は、平成30年度から国保制度改革により、これまで各市町村で運営してきたものが広域化され、都道府県に財政運営部分に移りました。このため、表のように「歳入」、「歳出」とも項目の構成が大きく異なることになりましたので、はじめに変更があった部分からご説明させていただきます。

網掛けで表示した部分は、平成30年度から市では不要となった項目になります。「歳入」の「国庫支出金」から「県支出金」までの区分は、これまで市の収入だったものから県の収入に変わったものです。「歳出」の「後期高齢者支援金等」から「介護納付金」までの区分は、県において他市町村分と合わせて支払うことになったものです。「歳入」の「共同事業交付金」と「歳出」の「共同事業拠出金」は、県内市町村間で高額な医療費などを支払う際に、財政安定化を維持するためにやってきた事業ですが、県に一本化されたため不要となったものです。

以上の変更は、「歳入」、「歳出」それぞれの「合計」の額が前年に比べて大きく減っている要因にもなっております。

次に、新たに設定された項目です。「歳入」4番目、「県支出金」の「普通交付金」は、「歳出」2番目の「保険給付費」に係る経費のうち、「出産育児一時金」や「葬祭費」などの一部を除いて、全額が県から交付されることになったため、設けられた区分です。「特別交付金」は、適性かつ健全な事業運営への積極的な取組みや収納率確保など市町村の運営努力分に応じて交付されるものになります。

「歳出」では、3番目の「国民健康保険事業費納付金」が新たに設けられました。これは国保の財政運営を担う県に市が支払うもので、県では各市町村から納付された総額と国庫支出金や県が負担する分を合わせて、さきほど説明した「普通交付金」の財源とすることで、市町村の給付状況に応じて交付する仕組みになっています。市では、被保険者から納付いただいた「国民健康保険税」と軽減対象者の保険料を公費で負担する「保険基盤安定繰入金」などを基にして、県にこの納付金額を支払うこととなります。仮に「国民健康保険税」の収納率が減少するなどしますと、県に納付する額に不足が生じることになりますが、本市では国民健康保険基金を取り崩して対応することにしておりますので、被保険者の負担が急に増えるようなことはございません。

これら変わった部分を踏まえまして、決算内容の説明に入らせていただきたいと思います。また、2ページと3ページには、「歳入」、「歳出」それぞれの項目の説明を記載しておりますので、合わせてご覧いただければと思います。

「歳入」1番目、「国民健康保険税」は、表の6つの区分を合わせた合計が80億9,260万8千円で、昨年に比べ約1億5,500万円の減額となります。減額の要因については、4ページをご覧いただければと思います。「被保険者数」が、平成30年度は前年度に比べ3,646人減少していることもあって、相対的に減額になっていると考えられます。一方で「国保税」の列では、「一人当たり調定額」は前年比1,422円増えていまして、「被保険者数」による減額の影響はこの分で少し緩和され、減額の幅は抑えられたものと考えております。

1ページにお戻りいただきまして、「歳入」4番目、「県支出金」の「普通交付金」と「特別交付金」は、先ほど説明したように平成30年度から新設された項目でして、「普通交付金」は24

0億7,139万2千円、「特別交付金」は7億6,526万4千円が交付されました。

「歳入」6番目、「繰入金」のうち「保険基盤安定繰入金」は、19億5,815万8千円で、約3,200万円の減額になりました。この繰入金は、国民健康保険税の軽減措置の減額分の補填及び低所得者数に応じて国・県・市で支援するものでして、被保険者数が減少したことに比例して減額になったものと考えております。「一般会計繰入金」は、事務費等の繰入金になります。その下の「基金繰入金」の3,000万円は、昨年度と比べると約9億2,300万円減額となっております。平成29年度まで市で財政運営をしていた際には、「保険給付費」が不足とならないように、予算で基金をあらかじめ多く繰り入れておく必要がありましたが、広域化したことで、その必要がなくなったため、少なくて済むようになりました。

「歳入」7番目の「繰越金」は、前年度決算からの繰越金で6億70万5千円でございます。

以上、平成30年度の「歳入合計」は365億5,413万7千円で、前年度に比べ80億3,869万9千円、18.03%の減を見込んでおります。

続きまして「歳出」でございます。

「歳出」2番目の「保険給付費」は、個々の区分の内容についての変更はありませんが、財源の内訳が、広域化で一部の項目を除く全額が県から交付される「普通交付金」へと変わったものです。区分では、「療養給付費」は208億2,771万8千円で、前年度と比べて約5億8,100万円の減額となりました。「高額療養費」は30億332万9千円で、約5,500万円の減額となりました。減額の要因につきましては、また4ページを見ていただきたいと思います。「療養諸費」で「一人当たりの費用額」は増えている状況にあります。一方で、「被保険者数」の減少による影響のほうが大きいために、「総額」では減額になっているものと考えております。

「歳出」3番目の「国民健康保険事業費納付金」は、5つの区分を合わせて103億6,407万7千円になります。先ほど説明しましたように、国民健康保険税などを基に、市から県に支払うものになります。

「歳出」4番目の「保健事業費」は、特定健診・特定保健指導に関する事業や、年4回の医療費通知の発送、また、人間ドック受診や保養施設利用に対する助成などを行っているものになります。全体で3億496万2千円、約4,600千円の減額となりました。

「歳出」7番目の「諸支出金」は、国庫負担金等の返還金になります。

以上、平成30年度の「歳出」の合計は、359億4,723万8千円で、前年度と比較して59億4,489万3千円、14.19%の減となりました。

平成30年度の「歳入」から「歳出」を差し引いた額は、6億689万9千円で、このうち、国、県等への返還金として見込んだ額を平成31年度に繰り越し、残りは国民健康保険基金に積み立てることになります。

続きまして4ページの「被保険者数・療養諸費等に関する調べ」をご覧くださいと思います。先ほどの説明と重複する部分もありますが、ご了解いただければと思います。

一番上の「被保険者数」、「世帯数」ともに年々減少している状況にあります。その主な要因は、75歳の年齢到達などで後期高齢者医療制度に移行される方が多いためと考えております。

「療養諸費」は、平成28年度以降、「総額」が減少している状況です。「1人あたり費用額」については、上昇が続いておりますので、医療費の伸び以上に被保険者数の減少が大きくなって

きているからだと考えられます。「1人あたり費用額」が伸びている要因は、高額で継続的な治療が必要となる疾病、慢性腎不全、糖尿病などですが、こうした疾病の割合が徐々に高くなっているためだと思われます。

次の「国保税」では、「被保険者数」の減少もあって、「調定額」は減少傾向にあります。「1人あたり調定額」は減少傾向が続いておりましたが、平成30年度では増加に転じております。課税データから被保険者の総所得が増加しておりますので、これが要因ではないかと考えております。

以上、誠に簡単ではございますが、報告事項①「平成30年度高崎市国民健康保険事業特別会計決算見込について」の説明とさせていただきます。今後も国民健康保険事業の健全な運営に努めていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いたします。

(議長)

説明は、終わりました。これより質疑に入りますが、ご質問並びにご意見等がありましたら併せてお願いたします。いかがでしょうか。ご質問はございませんか。それでは、報告事項①について質疑を終結いたします。

続きまして、報告事項②「国民健康保険被保険者証等の交付状況について」を事務局から説明願います。

(保険年金課長)

報告事項②「国民健康保険被保険者証等の交付状況について」をご説明いたします。5ページをご覧ください。

被保険者証等につきましては、国民健康保険法施行規則第7条の2第1項の規定に基づき被保険者資格の再確認を行うため、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年更新で交付しております。今年も9月中旬頃に新しい被保険者証をお送りできるように準備を進めているところでございます。

表は、「被保険者証の交付状況」について、「平成29年度」、「平成30年度」の9月末の更新時の実績と「令和元年度」は6月末現在の数値を参考に掲載したものです。滞納が続いていることにより交付される「資格証明書」、「資格証明書世帯の短期被保険者証」及び「短期被保険者証」は、いずれも前年度に比べ減少傾向にあります。これは、納税相談や滞納者対策等の効果により、被保険者のご理解が得られたことなどが要因かと思われます。

なお、「資格証明書」の人が急病等で医療機関を受診する必要がある場合には、最大2ヶ月間有効の「短期被保険者証」を交付するなど、受診抑制とならないように柔軟な対応も行っております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

(議長)

説明は、終わりました。これより質疑に入りますが、ご質問並びに意見等がございましたら併せてお願いたします。何かございますか。質問等ないようでございますので、報告事項②について

質疑を終結いたします。

次に報告事項③「特定健康診査・特定保健指導受診者等の状況について」、報告事項④「人間ドックの受診者の状況について」、報告事項⑤「保養施設利用助成実績について」、この3点は関連がありますので、一括して事務局に説明願います。

(保険年金課長)

報告事項③から報告事項⑤までについては、いずれも「保健事業費」に関するものになりますので、まとめてご説明させていただきます。6ページをご覧ください。

はじめに報告事項③「特定健康診査・特定保健指導受診者等の状況について」でございますが、「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定により、各医療保険者に、40歳～74歳の加入者を対象としてメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための「特定健康診査」及び「特定保健指導」の実施が義務づけられております。

この表は、数値が確定している「平成28年度」と「平成29年度」の受診者の状況を掲載させていただきました。「平成29年度」の「特定健康診査」及び「特定保健指導」の受診率は、それぞれ増加したものの、県全体からみると下回っている状況です。どちらも無料で受診できますので、今後もより多くの皆様に受診していただけるよう、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

次に報告事項④「人間ドックの受診者の状況について」でございますが、人間ドック受診者に対して検診料の一部を助成しているもので、こちらは特定健康診査よりも幅広い、30歳以上の加入者を対象としております。「助成金額及び検診総額」は右側に記載のとおりです。これまで定員枠の廃止や受診期間の延長など環境整備に努めてきたこともあり、「受診者数」は「日帰り」受診を中心に増加傾向にあります。

「人間ドック助成」や「特定健康診査」などの「保健事業」は、将来の医療費の削減につながるものと考えておまして、今後も多くの方が受診できるようにしてまいりたいと考えております。

最後に、報告事項⑤「保養施設利用助成実績について」でございますが、保養施設の利用が心身のリフレッシュを通じて健康増進につながることから、国保の被保険者が高崎市と契約している5箇所の保養施設に宿泊する場合に、1人1泊につき2,000円を年に1回のみ助成しているものです。「利用実績」は減少傾向にあるようです。これは推測になりますが、リピーターとして利用いただいていた年代の人達が、75歳になり後期高齢者医療の被保険者に移ったのではないかと感じております。ちなみに、後期高齢者医療の利用実績をみますと、平成30年度は前年比481人の増であり、また年々増加傾向にもあります。この事業は、高崎市独自のものでもありますので、今後も周知等に努めていきたいと考えております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

(議長)

説明は、終わりました。これより質疑に入りますが、ご質問並びに意見等がありましたら併せてお願いします。A委員。

(A委員)

報告事項③「特定健康診査・特定保健指導受診者等の状況について」のところで関連してお聞きしたいのですが、私の記憶違いであったらそうご指摘いただければ結構ですが、高崎市あるいは、各市町村の特定健康診査の会場で健康保険組合の被扶養者も一緒に同じ会場で診査が受けられるような体制作りが進んでいると話を伺っております。ただ、具体的にどうやったらできるのかというところは、まだ詳しく周知されていないと思われまます。その辺を今後なるべく早い時期に情報を共有化して、やっていけたらと思っているので、お聞きできればと思い質問させて頂きました。

(議長)

健康課長。

(健康課長)

お答えいたします。高崎市の特定健診は、国保特定健診という形で集団検診を毎年実施しております。各公民館、保健センターといったところで実施しております。国保以外にも協会けんぽ、各健保組合の方々の扶養者の方も受診しております。実際に集団検診でも数的には多くないですが、各会場で何人かずつはおられます。具体的に申しますと協会けんぽ群馬県支部とは、健康づくりに関して協定を結んでおまして、そちらの方でもこうした場所で受けられますといったご案内は差し上げております。後は、組合健保ごとに案内をしているところもあると聞いたことがございます。高崎市でもできるところでは案内をさせてもらっていますが、かなり受診する人が少ないというのは事実であります。受診できる体制は整っておりますので、是非利用していただきたいと思ひます。

(議長)

よろしいでしょうか。A委員。

(A委員)

そうすると、具体的に健保組合の方で用意するものとか、詳しいところは、健康課と協議させてもらうのでよろしいでしょうか。

(議長)

健康課長。

(健康課長)

そうですね。それをお願いいたします。

(議長)

他にございますか。よろしいですか。それでは、質問等もございませんので、報告事項③、④、

⑤につきまして、質疑を終結いたします。

続きまして、次第の5「その他」でございますが、会議全体につきまして、何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。他にございませんので、これにて、本日の案件全てが終了となります。皆様のご協力により滞りなく終了することができました。ご協力ありがとうございました。これにて、議長の座をおろさせていただきたいと思っております。